



管内の教育

所報 9 2 号

- 主な内容
- 1 所長所感「令和6年度を振り返って」
 - 2 管内における社会教育の取組
 - 3 人権教育推進員より
 - 4 来年度の学校訪問指導及び研修会等の予定
 - 5 総務課より

出雲教育事務所
令和7年3月

「令和6年度を振り返って」

出雲教育事務所 所長 三原 久義

今年度も残すところわずかになりました。この所報が届く頃は、今年度のまとめや来年度の計画立案等でお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。この一年間大変ありがとうございました。

今年度を振り返ってみると様々な変化があった年度ではなかったかと思えます。3つばかり振り返ってみます。

まず、1つが教育事務所の再編です。学校教育スタッフの人員が昨年度は7名でしたが、今年度は3名で運営してきました。学校訪問の要請のすべてに応えることができないのではという心配をしていますが、主に教育センターから派遣して対応し、一部については、教育事務所や市町派遣指導主事が出かけるということで、学校からいただいた学校訪問の希望に対応することができました。また、各学校の研究の充実を確保するために、今年度から研究主任の研修を悉皆として実施し、学校における研究の重要性と研究の進め方についても、教育センターから支援させていただきました。引き続き各学校の研修・研究体制の充実をお願いします。

次に、学校の統廃合についてです。今年度末は出雲市と奥出雲町の小学校の11校が4校に統廃合します。統廃合によって今まで地域にあった学校がなくなるわけですので、影響は計り知れないものがあります。私もかつて統合した学校に教頭として赴任した経験があります。学校便りをもって地域のまちづくりセンターを訪れた際に、職員の方が「学校のチャイムの音を聞くことがなくなったのがすごく寂しいです。」と何気なくおっしゃられました。統合したばかりの時だったので、今までにあった学校がなくなったという事実を受け止めるには時間がかかるのは当然だと感じました。その後、4年間その学校で過ごしましたが、地域、保護者の方々は誰もが新しい学校のことを一番に考えていただき、何よりも子どもたちが過ごしやすく、学びやすいことを考えていただきました。今回、統廃合する学校の校長先生にお話を聞くと、統廃合にむけた準備

はかなり大変なことだと伺っております。特に、教育課程については各学校で長らく取り組んできた特色ある教育活動をいかに取り入れていくかということは、難しいことであったと想像します。新たなことを生み出す大変さを経てきたからこそ、来年度からスタートする4つの統合した学校では、充実した教育活動が展開されることと思えます。

最後に、人事異動についてです。学校にとって教職員の異動により大きな変化がもたらされますし、個人にとっても人生の節目となる大きな出来事です。目の前の子どもにとって「何がベストなんだろう」と教職員が一緒になって考え、共に過ごした時間は貴重な財産だと思います。一緒に笑い、汗を流し、時には苦しみを共にした仲間がいるからこそ、3月を迎えたときの安堵した気持ちや達成感を感じられるのではないのでしょうか。以前の所報で、職場も「ふるさと」になるのではないかと持論を書かせていただきました。「ふるさと」は心の拠り所となり、「ふるさと」があるからこそ次の場所へ安心して旅立つことができるのだと思います。昔も今も、どこへいっても、我々教職員は、次代を担う子どもたちに生きる力を育成することが重要な役割としてあります。ICT 活用や働き方改革の流れ、組織の改編など様々な変化が押し寄せてきますが、教育はひとつづくりです。最後は人と人とのふれあいによって人は成長していくわけです。我々教職員一人一人が成長し、そのエネルギーを子どもたちの成長へつなげていける教育活動を進めていきたいと思えます。

終わりになりますが、今年度限りでご退職・ご辞職されます教職員の皆様には、永年、本県教育の推進と児童・生徒の育成にご尽力いただいたこと、心より感謝申し上げます。そして、関係のすべての皆様、本当にありがとうございました。



管内における社会教育の取組

出雲市「第2期出雲市社会教育計画（令和7年度～令和11年度）の策定について」

出雲市派遣社会教育主事 竹田 博司 恩田 奈穂子

本市では、現行の社会教育計画が本年度で終了することに伴い、来年度から5年間の第2期社会教育計画を策定しました。

この計画は、出雲市総合振興計画「出雲新話2030」、「第2期出雲市教育大綱」及び「第4期出雲市教育振興計画」を踏まえつつ、関係課で補助執行している事務に関係する計画との調整を図り、本市の社会教育行政の方向性を定めたものです。

令和4年度から社会教育委員会議で審議を重ね、パブリックコメントを実施し、教育委員会と議会へ報告し、昨年12月に策定となりました。

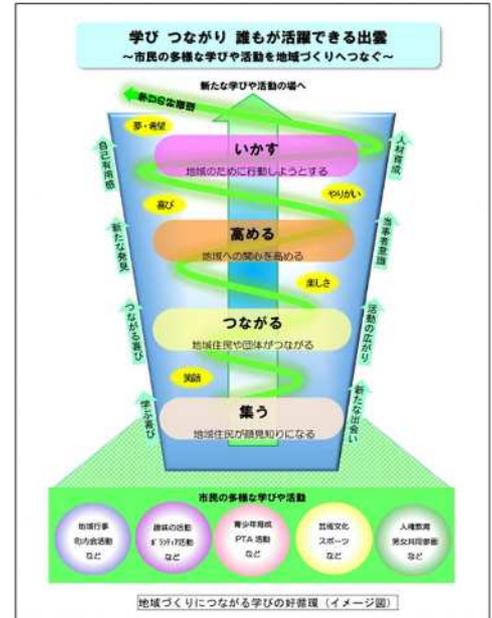
この計画の大きな特徴は、本市が20年以上前から社会教育・生涯学習に関する業務を市長部局で補助執行しているため、出雲市と出雲市教育委員会とで策定していることです。

また、右図は、概要版（計画のダイジェスト版）の表紙ですが、「学びの段階」（**集う**→**つながる**→**高める**→**いかす**）を設定し、地域の多様な学びや活動を進めていくこともユニークな点です。

社会教育計画は、各学校の「社会に開かれた教育課程」と緊密な関連がありますので、本市のホームページ等で計画の内容をご確認いただきたいと思います。

第2期 出雲市社会教育計画 概要版

令和7年度(2025)～令和11年度(2029)



令和6年(2024)12月
出雲市
出雲市教育委員会

雲南市「地域の取組み座談会～子どもたちの体験活動どうしてますか？～」

雲南市派遣社会教育主事 原 元宏 青木 浩平

雲南市では、地域の社会教育や子ども活動を支える基盤として、地域自主組織が活躍しています。しかし、活動の担い手不足や運営の負担を感じる声もあります。そこで、「地域の取組み座談会～子どもたちの体験活動どうしてますか？～」を開催し、より楽に・楽しく続けるためのヒントを探りました。

この座談会には、地域自主組織の方や地域コーディネーターなどが参加し、それぞれの立場から意見を交わしました。

まず、静岡県裾野市東地区おやじの会『何にもしない合宿』実行委員長の小田圭介さんにリモートにてご講演いただき、ご自身の経験をもとに「子どもたちの体験活動をどのように支えるか」についてお話をいただきました。特に印象的だったのは、「美しい花を咲かせること(立派なイベントをすること)を求めすぎではないか。大切にしていくのは繋がり(コミュニティづくり)」という考え方です。子どもたちに特別な体験を与えるだけでなく、活動が継続する環境づくりが大切だという視点に、多くの参加者が共感しました。

小田さんの話の後には、参加者同士で「これからの活動に活かせること」について意見交換を実施。「やりたいと思う人が意見を言いやすい環境が大事」「イベントの成功だけでなく、その先を考えることが重要」「担い手不足解消には、子どもの頃から地域とのつながりを育むことが大切」といった声が上がりました。

今後も、参加者自身の「こんなことからやってみたい」という思いを大切に、対話を取り入れた学びの場をつくっていきます。



小田さんのお話を聞く参加者



参加者同士の意見交換

出雲教育事務所管内では、出雲市2名、雲南市2名、奥出雲町1名、飯南町1名の社会教育主事が派遣されています。派遣社会教育主事が中心となって実施している各市町の社会教育の取組の一部を紹介します。

奥出雲町 「奥出雲町地域コーディネーター」

奥出雲町派遣社会教育主事 酒井 慎佐也

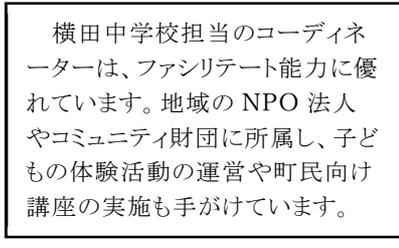
奥出雲町では、現在9校ある小学校が令和8年度までに2校に統合されます。学校、地域、家庭を取り巻く環境が大きく変化していく中、地域社会と学校とが密接に連携した取組を行っていけるよう仕組み作りを行い、新たな町教育の創生に向かっているところです。そうした中で、コミュニティ・スクールの導入に先駆けて、今年度より地域と中学校との「橋渡し」役として、町内各中学校に地域コーディネーターを2名配置しました。

1学期には、総探の学習での地域講師の調整をはじめ、コーディネーター自身がアドバイザーとして生徒へのアドバイスも行っています。観光、福祉、防災・・・等、様々な分野で活躍する地域人材や起業家等を巻き込み、新たな出会いの場を創出しました。また、2学期には中学3年生が町内の各事業所で3日間の職場体験学習を行いました。その際には、新たな体験事業所の発掘を行ってもらい、様々な分野の事業所と関心をもった生徒をつなぐことができました。このように、コーディネーターは豊富なネットワークを持った「つなぎ役」でありながらも、時にはプレーヤーとして存分に力を発揮し、中学校でのふるさと教育、キャリア教育の推進を図っています。

今後も町として、学校の先生と豊富な地域資源を有する地域の方、双方が無理なく持続できる仕組みを構築し、まさしく「町ぐるみ」で子どもたちを育てていけるよう取り組んでいきます。



仁多中学校担当のコーディネーターは、地域課題などをハードル低く伝えることが強みで、町内外問わず町づくりの講演を行う人気者です。チラシやワークショップの開発もお手の物です。



横田中学校担当のコーディネーターは、ファシリテート能力に優れています。地域のNPO法人やコミュニティ財団に所属し、子どもの体験活動の運営や町民向け講座の実施も手がけています。



飯南町 「ふるさと教育研修会」

飯南町派遣社会教育主事 難波 淳

飯南町では、町内に勤務する教職員が公民館職員とともに連携して、「ふるさと教育研修会」を開催しています。町教研のふるさと教育部会・社会科部会・生活科部会と共催し、今年度は次のねらいで開催しました。

○ふるさと教育の充実を図るため、飯南町の教育資源(ひと・もの・こと)について知る。

○学校による教材化、公民館による事業化に資する研修とするとともに、学校と公民館の連携強化を図る。

【取組の実際】

期 日：令和6年8月2日(金)9:00～12:00

内 容：体験…大しめなわ創作館

見学…来島交流センター、飯南町立図書館

事業説明…志々公民館、赤名公民館、谷公民館

参加者：教職員 40名、公民館職員 10名、事務局6名



当日は町内に勤務する多くの教職員・公民館職員が参加し、体験を通して学びました。大しめなわ創作館では、一人一人がミニしめなわ製作を行いました。町の伝統産業であるしめなわについて、体験を通して深く理解することができました。飯南町内小学校3年生の交流学习でも大しめなわ創作館での活動を実施していることから、先生方の関心も高かったです。会場を移動しての公民館事業説明では、各公民館のふるさと教育や学校と連携した取組や公民館が支援できることについて詳しく説明をいただきました。校区外の公民館の活動を知ること、さらなる教育活動の充実につなげていけると考えます。

飯南町では、各小中学校において、地域の教育資源を生かした特色あるふるさと教育が展開されています。また、その学習には多くの地域の人に関わっています。今年度からはコミュニティ・スクールによる新たな連携のカタチも生まれています。今後も研修会を通して、学校と地域がつながる支援を行っていききたいと思います。

机上のモヤモヤから日常のスッキリへ ～2つの感想から感じたこと～

人権教育推進員 松本 泰治

「この問題の授業を受けると、何かモヤモヤする。」

これは、ある高校で行われた同和問題（結婚差別）の公開授業の終了後、ある生徒が発した言葉です。生徒全員が真剣に取り組み、自分なりの考えを表出する良い授業であったと思います。それでは、なぜ授業後に「モヤモヤする」という言葉が出てきたのでしょうか？おそらく、その生徒も小・中学校で同和問題をはじめとする様々な人権教育を受けてきており、人権課題に関しては、その子なりに理解していると思います。しかし、「モヤモヤする」のです。授業後の全体協議の中で、参観された先生方から、「この問題はあまり生徒の身近ではないかも。」「今の生徒には実感がない？」「自分が高校生の時も、またか。もう分かっていると感じていた。」等の感想がありました。

「今日は楽しい情報交換だったね。スッキリしたわ。」

これは、ある社会人権教育の研修会終了後、帰路につかれる参加者の方が発した言葉です。この研修会の情報交換では各市町や団体の活動状況の報告があり、その残り時間の自由な情報交換の時のことでした。ある女性参加者の方が、「みなさん（男性）は家でどんな家事をしていますか？」という質問をされました。参加者の男性達は、初めはびっくりしたような表情でしたが、恥ずかしそうに自分の家での家事分担について発表をしていきます。「私はほとんどやりません。」「できることは手伝ってます。」「連れ合いと半分ずつです。」「ほとんど自分がやっています。」等々。話合いの中で笑い声や驚きや賞賛の声があがって、いっぺんにその場のムードが和やかで前向きな雰囲気になりました。

私は、この2つの感想にはこれからの人権教育に求められる学びの方向性が示されていると感じました。

高校生はなぜ「モヤモヤ」を感じたのでしょうか？今までの学習が自分の腑に落ちるような学びではなかった。身近にはない事で自分にはあまり関係ないこと（他人事）という思いがあった。差別や偏見に対して、自分はどの行動していいかイメージが湧かなかった。そんな自分に気づいたのかもしれない。一生懸命授業に参加して真剣に考えたけど、何か「モヤモヤ」が残ってしまったのです。（本人に聞いてないので、理由は不明ですが…）

一方、後者の学びは、男女共同参画社会について、自分の身近な生活に立ち返って、自己の人権感覚や人権意識を問い直す場を持つことができます。参加者それぞれが素直に今の自分を語り、心地よく他者と交流する中で自らの人権感覚や人権意識を言語化し、行動・実践する自分をイメージできる時間になっていました。

これからの人権教育は『人権課題を主体的に解決する力を育む』ことを目指しています。「机上で教え、伝えられる人権教育」は知識理解としてももちろん大切ですが、さらにそれに加えて「人権課題を日常につなげ、行動化・実践化を目指す人権教育」を取り入れることが必要だと考えます。2つ目の事例のように、自分の身近な生活に立ち返って、自己の人権感覚や人権意識を問い直す場を持つことが大切です。そのことで人権課題を自己課題化して、自分事としてとらえることができると思うのです。今の自分にできることを考えれば、スッキリして行動化につながります。行動できる自分がイメージできれば、モヤモヤもなくなっていくのではないのでしょうか？

誰もが様々な人権課題に対して、気づき、考え、主体的に解決（行動・実践）する社会をつくるために、まず、人権を今の生活と結んで振り返り、「私は〇〇と考えます。」「私は〇〇したいと思います。」とI(アイ)メッセージで語る子どもたちや大人を育てていくことからスタートしてみてもいいでしょう。

島根県教育委員会による研修会等の予定

来年度の行事予定表に入れておいてください。

研修会等	会場等	期日
教育施策説明会(小・中学校校長対象) ※出雲教育事務所管内	オンデマンド型	5月中旬以降を予定 詳細は、年度当初に連絡
小・中学校研究主任等研修 ※7月22日は小学校のみ、8月5日は中学校のみ	東部会場(オンライン)	4月30日(水)、5月30日(金) 7月22日(火)、8月5日(火) 11月26日(水)、1月15日(木)
生徒指導主任・主事等研修	出雲合同庁舎	5月28日(水)
新任人権教育担当主任等研修	松江合同庁舎	5月27日(火)中学校 6月3日(火)小学校
小・中学校等校長学校経営実践研修	東部会場 (松江・出雲・隠岐・オンライン)	6月25日(水)
小・中学校等教頭学校運営実践研修	東部会場 (松江・出雲・隠岐・オンライン)	9月10日(水)

※上表は、現時点で予定する令和7年度の悉皆研修の内容です。

赴任旅費について



今年度も残すところわずかになりました。人事異動に伴い住居移転される方の赴任旅費の請求に必要なとなる主な書類を以下にまとめました。不備等により、支給が遅れたり、実費支給ができなくなる場合がありますので確認をお願いします。

○移転料について

- ・「住民票（コピー可）」 マイナンバーの記載がないもの



引っ越し業者に依頼する場合

実費が移転料定額の2倍までの加算請求をするとき

- ・ 移転費用の内訳が分かる領収書の原本及び内訳のわかる書類（見積書等）

実費が移転料定額の2倍を超えて3倍までの加算請求をするとき

- ・ 3者からの見積書
- ・ 実際に利用した引越業者等の領収書の原本及び内訳のわかる書類（見積書等）

最も安価な引越業者を利用すること

その他必要に応じて、以下のものを添付してください。

- ・ 移転証明書（様式第2）（住民票で移転が確認できない場合）
- ・ 教育庁総務課協議済の2回移転承認書類（2回に分けて転居する場合）
- ・ 扶養親族であることを確認できる書類（扶養親族届のコピー）
- ・ 赴任状況報告書（様式第1）（扶養親族を移転する職員が同一生計内に2人以上いる場合で、同一住居から同一住居に移転する場合）
- ・ 移転証明書（様式第3）（職員と扶養親族で路程が異なる場合）

引越業者等の都合によりやむを得ず1者又は2者までしか見積書を徴することができない場合

「移転料加算にかかる申出書」（様式第4）
※（1者は必ず内訳がわかる見積書が必要）

移転料対象外経費

自動車・バイクの陸送費用、
ピアノの運搬費用、仏壇移送費
エアコン以外（洗濯機等）の脱着費用、
エアコン設置に係る部品費、
安心保証パックなど

配偶者が県職員で（「旅費関係条例」適用者）

ともに赴任旅費を請求する場合、扶養親族の有無に関わらず新所属・氏名を旅費請求書の付記へ記載をお願いします。

○扶養親族移転料について

- ・「扶養親族分の交通費にかかる領収書」

職員分の交通費の領収書添付は不要ですが、移転する扶養親族が利用した、航空賃、特急を利用した鉄道賃、フェリー代、高速バス代、高速道路利用料の領収書については原本が必要です。